

国立国語研究所学術情報リポジトリ

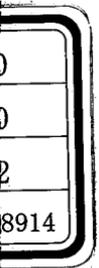
国立国語研究所要覧 昭和42年度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/0000001839

昭和 42 年度

国立国語研究所要覧

国立国語研究所



国立国語研究所



100162891

国立国語研究所要覽

国立国語研究所

目 次

I	設立の経過	1
1.	設立の要望	1
2.	設立の準備	2
3.	設立	5
II	調査研究活動の概要	5
1.	本年度の調査研究事項	5
2.	研究成果の公表	16
3.	研究協力組織等	19
4.	内地留学生・外国人留学生の受入れ	22
III	機構・職員・予算	22
1.	機構	22
2.	評議員会	22
3.	職員	23
4.	予算	27
IV	施設・機械・図書	27
1.	敷地・建物	27
2.	機械	28
3.	図書	30
V	関係法規	32
1.	国立国語研究所設置法	32
2.	国立国語研究所評議員会運営規則	33
3.	国立国語研究所組織規程	34

4.	国立国語研究所庶務部事務分掌規程	34
5.	文部省設置法（抄）	37
6.	文部省組織令（抄）	38
7.	文部省定員規則（抄）	39
8.	教育公務員特例法（抄）	39
9.	教育公務員特例法施行令（抄）	41
10.	文部省所轄機関の研究部長等及び研究室長等の選考基準	42

I 設 立 の 経 過

1. 設 立 の 要 望

国語国字の改善をはかるには、その根底となるべき国語生活の実態をとらえ、これを改善する方向を明らかにしなくてはならない。そのために、有力な研究機関を設けるべきであるということは、明治以来、いくたの先覚者によって唱えられたことである。そして、文部省では、国語調査委員会、臨時国語調査会、国語審議会等をあいついで設け、国語に関する重要事項の調査審議を行ってきたのであるが、戦後わが国が新しい国家として再生しようとするにあたって、国民生活の能率の向上と文化の進展には、まず、国語国字の合理化と能率化が基礎的な要件であり、そのためには、国語に関する科学的総合的な研究を行なう有力な機関を設置することが必要であるという要望が、特に強くなった。

ことに、国語審議会は、昭和22年9月21日の第11回総会において、文部大臣に対して、次のように建議し、国語研究機関の設置を強く要望した。

国語審議会は国語国字問題の重要性にかんがみ、大規模の基礎的調査機関を設けて、その根本的解決をはかれんことを望む。

また、昭和22年8月、第1回国会開会中、安藤正次氏（「国民の国語運動連盟」世話人）、古垣鉄郎氏（「日本放送協会」専務理事）、伊藤正徳氏（「日本新聞協会」理事長）、安倍能成氏（「国語審議会」会長）、石井満氏（「日本出版協会」会長）、野沢隆一氏（「日本印刷協会」理事長）、の6氏によって、「国語国字問題の研究機関設置に関する請願」が衆参両院に提出された。この請願は、衆参両院の文化委員会の慎重な審議の末、参議院においては同年11月26日、衆議院においては12月9日、それぞれ本会議において議決採択され、内閣に回付された。

以上のほかにも、新聞の社説等において、国語研究機関の設置が刻下の急務であることが、しばしば論ぜられた。

2. 設 立 の 準 備

(創設委員会の設置)

文部省は、国立の国語研究機関創設の議を練り、準備を整えていたのであるが、社会各方面からの要望にこたえ、昭和23年度に、これを設立することに決定し、4月2日「第1回国会において衆議院ならびに参議院で採択された国語国字問題の研究機関設置に関する請願」について閣議を求め、同日、政府としてはその実現に極力努めるということに、閣議決定をみるにいたった。また、予算についても、昭和23年度において8か月分を確保できる見とおしを得た。

そこで、文部省では、この研究機関の基本的な事項を審議するために、国立国語研究所創設委員会を設けることになった。これは、国民生活の全般に対して深い関係をもつ国立国語研究所は、その発足に当って民主的な討議がじゅうぶん行なわれなければならないという主旨に基づくもので、このことは、前に述べた国会における請願審議の際、国会からも強く要望され、文部大臣もまたじゅうぶんその主旨にそうことを確約したのであった。

この創設委員会の人選を行なうために、次の6氏によって打合せ会を開くこととなり、昭和23年6月12日から2回にわたって、創設委員会の任務と構成について審議した。

衆議院議員	川 越 博	参議院議員	金 子 洋 文
国語審議会会長	安 藤 正 次	同臨時委員	古 垣 鉄 郎
文部次官	有 光 次 郎	文部省教科書局長	稲 田 清 助

その結果、候補者として、次の18氏が選ばれたので、文部大臣は、この候補者18氏に対して創設委員を委嘱した。

安藤 正次	国語審議会会長	海後 宗臣	東京大学教授
時枝 誠記	東京大学教授	高木 貞二	東京大学教授
西尾 実	東京女子大学教授	土岐 善曆	ローマ字運動本部委員長
金田一京助	日本言語学会会長	松坂 忠則	カナモジカイ理事長

服部 四郎	東京大学助教授	伊藤 正徳	日本新聞協会理事長
土居 光知	東北大学名誉教授	古垣 鉄郎	日本放送協会専務理事
中島 健蔵	東京大学講師	沢登 哲一	東京都立第五高等学校長
倉石武四郎	京都大学教授	颯田 琴次	東京大学附属医学専門部長
柳田 国男	民俗学会会長	山崎 匡輔	教育刷新委員会副委員長

このような経過で成立した創設委員会は、昭和23年8月17日、18日、19日の3日にわたって開かれ、国立国語研究所の性格および国立国語研究所設置法案を議題として審議し、文部大臣に意見を提出した。そのほか幹部の人選について、一般的な希望条件をまとめて提出し、所長の候補者について参考案を7人の小委員会できりまとめることとした。

(法案の提出、審議)

国立国語研究所設置法案は、創設委員会の審議を経たものを原案として関係方面との折衝の末、昭和23年11月13日の閣議決定を経て、内閣から国会に提出された。この法案は、両院の審議を経て、同年11月21日可決成立した。

この法案審議の際、論議された主要な点は、研究所が民主的に運営されるべきであること、国語政策の審議機関である国語審議会との関係等の問題であった。

法案提出の際の文部大臣の提案理由説明は、次のとおりである。

国立国語研究所設置法案提案理由

今回、政府から提出いたしました国立国語研究所設置法案について御説明申し上げます。

わが国における国語国字の現状を顧みますときに、国語国字の改良の問題は、教育上のみならず、国民生活全般の向上に、きわめて大きな影響を与えるものでありまして、その解決は、祖国再建の基本的条件であると申しても過言ではありません。

しかしながら、その根本的な解決をはかるためには、国語および国民の言語

生活の全般にわたり、科学的総合的な調査研究を行う大規模な研究機関を設けることが、絶対に必要なのであります。

言い換えますならば、国語国字のような国家国民に最も関係の深い重大な問題に対する根本的な解決策をうち立てますためには、このような研究機関によって作成される科学的な調査研究の成果に基かなければならないと存じます。

国家的な国語研究機関の設置は、実に、明治以来先覚者によって提唱されてきた懸案であります。また終戦後においては、第1回国会において、衆議院および参議院が、国語研究機関の設置に関する請願を採択し、議決されましたのをはじめ、国語審議会からの建議ならびに米国教育使節団の勧告等、その設置については、各方面から一段と強く要望されるに至りました。

政府におきましても、その設置について久しい間種々研究を重ねてきてありますが、実現を見ることなくして今日に至ったのであります。しかるに、このたび、国会におきまして請願が採択され、世論の支持のもとに、急速にその準備が進められることになりました。

さて、この法案を立案するに当りましては、その基本的な事項につきましては、国立国語研究所創設委員会を設けて学界その他関係各界の権威者の意見を十分とり入れるようにいたしました。

次に、この法案の骨子について申し述べます。

第一に、国立国語研究所は、国語および国民の言語生活について、科学的な調査研究を行う機関であり、その調査研究に当っては科学的方法により、研究所が自主的に行うように定めてあります。

第二に、この研究所の事業は、国民の言語生活全般について広範な調査研究を行い、国語政策の立案、国民の言語生活向上のための基礎資料を提供することといたしてあります。

第三には、この研究所の運営については、評議員会を設けて、その研究が教育界、学界その他社会各方面から孤立することを防ぐとともに、研究所の健全

にして民主的な運営をはかるようにいたします。

この研究所が設置され、調査研究が進められてまいりますならば、わが国文化の進展に資するところは、はなはだ大きいと存じます。

何とぞ、この法案の必要性を認められ、十分御審議の上、御賛成下されんことをお願いいたします。

3. 設 立

国立国語研究所設置法が可決されたので、文部省では昭和23年12月3日、創設委員会を開き、設置法可決までの経過を説明した。この委員会においては、研究所の事業について審議するとともに、小委員会においてとりまとめられた所長候補者について討議し、これらの意見を参考案として文部大臣に提出した。

昭和23年12月20日、国立国語研究所設置法は、昭和23年法律第254号として公布され、即日施行されるにいたった。

かくして、長い間、社会の各方面から要望されてきた国立国語研究所は、正式に設立されたわけである。同日、時の文部次官井手成三が所長事務取扱となり、昭和24年1月31日、所長として西尾実が任命され、2月4日、評議員として前掲安藤正次ほか16氏の創設委員が就任した。

国立国語研究所は、このようにして設置され、設立後5年9か月間は、明治神宮外苑の聖徳記念絵画館の一部その他を借用、昭和29年10月から昭和37年3月までは、千代田区神田一ツ橋1の1の一橋大学所有の建物を借用して活動を続けてきたが、昭和37年4月から北区稲付西山町の現庁舎に移って今日にいたっている。

II 調査研究活動の概要

1. 本年度の調査研究事項

当研究所は、以上のような歴史的要請と社会的要望とに基づいて設立された

関係上、設置法第1条にうたわれているように、国語および国民の言語生活に関する科学的調査研究を行ない、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くことを任務としている。

第 1 研 究 部

話しことば研究室

この研究室は、現代共通語の話しことばの実態を、音韻・語彙・文法の各方面から調査研究し、書きことばの研究と合わせて、現代標準語の確立に資することを目的としている。

これまでに、日常談話語についての概観的調査「談話語の実態」（報告8）、ゆれている語（アサヒ・アサヒ、ムズカシイ・ムツカシイ、論ズル・論ジルなど）の「語形確定のための基礎調査」（年報7）などを経て、「話しことばの文型」の研究を行なった（報告18, 23）。これは、話しことばの文を表現意図（文にこめられる詠嘆・質問・命令・叙述・応答等の内容）・構文・イントネーションのそれぞれの面から分析、整理し、話しことばの文に関する文法の基礎的、概観的な調査研究を行なったものであって、各種の対話のことば、および、講演・講義・演説・説明等の独話のことばを資料としている。

その後、文法に関する調査研究として文の構造の面において、語順の研究、句関係の研究等を進め、一方、文法と関連する音声的要素と見られるインネーション・ポーズ（間）について研究を行なってきた。このうちイントネーション・語順等については本年度に結果をまとめる予定である。

さらに、本年度から、長期の研究として「現代日本語の文法の記述的研究」を開始し、その一部として本年度は動詞の VOICE の研究にとりかかった。また別に、前年度、地方言語研究室が担当していた「全国方言文法の対比研究」を本年度この研究室が担当して進めている。

なお、音声実験機械その他を設備した実験室を管理している。

書きことば研究室

この研究室は、現代の書きことばの実態を、主として用語の面から調査研究し、表記法の研究および話しことばの研究と合わせて、標準語の確立に資することを目的としている。

そのため、これまでに、婦人雑誌・総合雑誌・雑誌一般など、主として印刷刊行された資料について、語彙調査、用字調査、助詞・助動詞の調査など、各種の調査・分析を積み重ねてきた（報告3、4、12、13、19、21、22、25、資料集2、3、6）。採集した用例カードは、約80万枚整理保存されている。

39年度以来、この研究室は、語彙の内容的な分析を受け持つことになり、語の意味の分析・記述という課題に着手した。39、40年度に、言文一致以後の著名な現代小説52種から、約60万の用例をカードに採集し、上記の雑誌類から採集したカードと合わせて資料として、まず動詞・形容詞の類から、意味・用法の分析・記述を行なっている。個々の語の意味・用法のくわしい記述は41年度までで一応打ち切り、42年度から2～3年の計画で、意味上グループをなす語の体系的な分析・記述を行なおうとしている。これらは、現代語辞典編集の基礎に資するとともに、記述的研究のもっともおくれている意味についての研究を具体的に進めようとするものである。

地方言語研究室

この研究室は、各地の方言および地域社会の言語を調べて、その実態を明らかにするとともに、言語変化の要因と過程を追究し、標準語普及に役立つ資料を得ることを目的としている。

そのため、いままでに、地域社会の言語生活に関する調査を八丈島・白河市・鶴岡市・飯田市・上野市・岡崎市・北海道で行なって、共通語化または敬語意

識を左右する要因を明らかにした（報告1, 2, 5, 11, 27）。ほかに、琉球首里方言の辞典「沖縄語辞典」を刊行し（資料集5）、また、代表的15方言についての記述「日本方言の記述的研究」を刊行した（報告16）。一方、日本の言語地図を作成するための調査を8か年かけて行なった。この調査は、全国の方言分布から、言語変化の一般的な過程をつかむとともに、日本語史の再構にも役立てることを目的として、61名の地方研究員と4名の室員によって行なわれた。調査項目数は285項目、臨地調査を行なった地点の数は、北海道から沖縄まで合計2,400であった。現在は、この結果を整理を分析中で成果は「日本語地図」として昭和40年度から6か年計画で毎年1巻ずつ刊行していく予定である。

第 2 研 究 部

国語教育研究室

この研究室は、国語教育の目的、方法および結果についての調査研究をすすめ、国語教育の向上、国語問題の解決に役立てようとしている。

そのため、いままでに、各種の国語学力の調査研究（読解・語彙・文学鑑賞・文法など〈年報1～6〉）、および小学校における児童の総合的な言語能力の発達に関する調査研究、中学生の言語能力の実態調査を行ってきた。ことに、児童の言語能力の発達に関する調査研究は、小学校6か年間に、児童の聞く・話す・読む・書く力がどのように伸びるか、その発達を規定する要因は何かを明らかにするために行なったもので、昭和28年以來、実験学校・協力学校を設け、同一児童について追跡的に研究し、中間報告書（報告7, 10, 14, 17）および総合報告書「小学生の言語能力の発達」（報告26）を発表した。

中学生の言語能力の実態調査は、中学生の言語能力の発達の実態、傾向、問題点等を概観し、中学校の特殊性に適した調査方法・調査問題を検討するため

に都市・農村・山村・漁村・炭鉱地方などの地域性をもった中学校（6校）の全学年の生徒に、聞く・話す・読む・書く・文字・語彙・文法・表記の各能力についてテストを行なったものである。

この概観調査に基づいて、昭和39年度から、中学生の言語習得に関する研究のうち、中学生の漢字習得に関する研究に着手した。この研究は、中学生が義務教育終了までに、どれくらいの漢字をどのように習得するか、中学校3年間にわたり、事例的に、漢字の習得状況を、量的・質的に追跡調査し、中学生の文字習得の可能な量とその習得過程・要因を推定しようとするものである。事例生徒を対象に、当用漢字の全数音訓読み書き調査（表外字も含む）を実施して詳しい調査をすすめる一方、事例調査で得た漢字習得上の問題点に関する検証テストを当該学年の中学生（集団）に実施して、調査の妥当性、問題点の解明をはかる。なお、中学生の漢字学習がどのように行なわれているか、その実態を明らかにするために、中学校の漢字学習指導に関する実態調査を全国的な規模で実施した。

今年度は、3年間の調査結果を整理・分析するとともに、使用教科書（全教科）の漢字の提出状況を調べて、漢字の習得の要因も考察し、報告書「中学生の漢字習得に関する研究」としてまとめる予定である。

一方、昭和40年度から幼児の言語発達に関する研究を始め、準備的研究として、実験園・協力園を設定して実験・調査を進めるとともに、内外の研究物、録音資料、文字資料を収集してきたが、今年度から特別研究「就学前児童の言語能力に関する全国調査」を3年計画で行なう。第1年次は「文字力の調査」である。東京・東北・近畿地方の3ブロック、120園の幼稚園に協力を依頼して、4歳児、5歳児、2,160名の平がな読み書きテストならびに習得要因調査を行なって、文字の読み書き水準をたしかめる。また全国の特定18幼稚園の4歳児・5歳児72名について、文字習得に関する詳細な調査を行なう予定である。

言語効果研究室

言語効果研究室は、「新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究」を行なうために設けられたものである。

当研究室では、初期における日本放送協会放送文化研究所および東京大学新聞研究所への委託研究や、所員による読みやすさの基礎調査、文字配列の合理化に関する実験研究をうけて、その後、つぎのような調査研究を行なった。

(1)青少年はどのようにして新聞に接近し、記事をどの程度理解しているか(『少年と新聞』『高校生と新聞』『青年とマス・コミュニケーション』)。(2)新聞の文章をわかりやすくするためには、漢字の使い方、難語の処理、文章の構造などをどのようにしたらよいか(年報8,9)。(3)縦組みと横組みとでは読みやすさの条件にどういうちがいがあるか(年報10,11)。(4)国語の文章を横組みに印刷する場合、平体(横長)・正体(直四角)・長体(縦長)の3種の字形のどれが適しているか。横組みについて社会人や大学生はどのように実践し、どんな意見をもっているか(年報12、『横組みの字形に関する研究』)。

昭和37年度には「国民各層の言語生活の実態調査」に幹事研究室として参加し、新潟県長岡市において、さらに、38年度には、当研究室の課題としてこれを受けついで、東京近辺において、「戦後の国語政策が国民の文字生活に及ぼした影響」に関して調査した。これらの結果をまとめて、40年度に「戦後の国民各層の文字生活」(報告29)を刊行した。

39年度からは、マス・コミュニケーションの基礎にある問題として「言語の表現機能と伝達効果に関する研究」を継続して行なっている。その一つは、「言語表現と場面の効果の研究」で、その第一として、場面が主語のありなしにどう影響するかを調べている。もう一つは、40年度から始めたもので、表現の単位としての文がどのように成立し、どのような機能をもっているかを、比較的単純な幼児のことばについて調べている。

第 3 研究部

近代語研究室

この研究室は、国語の歴史的発達に関する調査研究を行なう部門に属し、近代語すなわち室町時代から明治・大正時代に至る各時代の言語の実態と、各時代を貫く歴史的変遷の実相とを明らかにし、現在の国語問題の解決に役立つ直接間接の資料を得ることを目的としている。

ところで、現代語の直接の源流は明治時代の言語にある。この時代には、外国語・欧文脈の流入、漢語の流行、普通文体の完成、言文一致体の発達、共通語の成立、丁寧表現の発達など、現代語の性格を決定づけるいろいろな変動があった。とくに明治初期は、政治・経済・文化等すべての面で国情が一新した時期であり言語の面でも研究すべき多くの問題を含んでいるので、この時期の調査から着手して現在に至っている。

まず、明治10～11年の「郵便報知新聞」の用語を調べ（報告15）、つぎに、明治2～20年に刊行された比較的硬い文体の学術論説的文献22種と、明治2～12年ごろの比較的軟らかい文体の文献「安愚楽鍋」「交易問答」「読売新聞」「東京絵入新聞」の用語を調べた（年報11, 12）。以上の調査から延べ約20万語、異なる語約4万5千語が得られた。これらの語を明治初期全体語彙表としてまとめ、硬軟両文体における語種・語彙の構造、漢語の性質、表記（とくにルビつきの漢字・漢語）、漢字の字種とその用法、各語の意味用法の記述および現代語との比較、などの調査研究を行なってきた（年報13～16）。

そのほか、明治初期生まれの古老の、言語・言語生活の移り変わりを中心とした談話を、東京・京都・三重・山口・鳥取などで録音採集した（年報15～17）。

なお、41年度には「安愚楽鍋」の助詞・助動詞の索引を作成した（年報18）。

本年度は、明治以後の漢語の変遷に関する調査研究を目的として、明治初期

の辞書類の索引作成と、ふりがなつき漢語の用例採集に着手した。

古代語研究室開設準備室

古代語研究室は、国語の歴史的発達に関する研究部門のうち、鎌倉時代以前を対象とするものであるが、いまのところ、独立した研究室としての人員を持たないので、将来に備えて、準備的作業を行なっている。

これまでに集成したおもな基礎資料は、音韻史料としての声明、朗詠、平曲の録音と、古辞書類の索引や複製である。

第 4 研 究 部

第 1 資料研究室

この研究室は、これまでに、国語問題の研究に深いかかわりのある研究課題として、同音語（報告20）、類義語（報告28）、敬語などについて調査研究してきた。

昭和40年度からは、新しい課題として、電子計算機、漢字テレタイプ等の機械による言語研究の方法の開発に着手した。昭和40年度には、言語計量調査室が行なう新聞の語彙調査に関し、全体計画、プログラムの基本方針などを立案した。

昭和41年度には、この語彙調査が開始されたので、調査の運営に関与したほか、言語情報処理のための言語の研究を行なった。

本年度は、ひきつづき、語彙調査および言語情報処理に関して、次の調査研究を行なう。

- (1) 語彙調査機械処理プログラム改良のためのシステム・アナリシス
- (2) 語彙調査中間結果の分析
- (3) 漢字データとかなデータとの相互変換方式についての研究

- (4) 日本語のデータ処理のためのコンパイラ開発に関する研究
- (5) 録音資料をローマ字化し、フレキソで入力してラインプリンタで出力する方式による話しことば資料の言語分析

第2 資料研究室

この研究室は、国語および国語問題に関する資料・情報を収集し、整理・分析を加えることを目的としている。

年間の刊行図書・雑誌論文、および新聞等を中心に、資料・情報を集め、分類整理する。その結果の一部は「国語年鑑」に掲載される。

また、あわせて中国の言語・文字に関する情報・資料・文献を収集し、その整理を行なっている。

なお、研究室では、研究活動として昨年度に引き続き、言語と社会構造との関係を明らかにするための調査を行なう。この調査では、社会構造の比較的単純な農村社会として福島県北部農村（保原地区・茂庭地区）を取り上げ、主として、共通語生活と方言生活との交渉・接触において前者を推進し、あるいは阻止する条件を、方言体系・社会生活・社会構造などの面から見ようとしている。これに関して本年度行なっていることは次のとおり。

- (1) この地域の言語使用の実態を録音資料（約8時間）について調査する。
- (2) 共通語と方言とがどのように使用されているか、どのように使い分けられているか、どのような問題があるか、等について調査する。
- (3) 親族語彙と社会構造との関係を調査する。
- (4) この地の社会構造を明らかにするための既存資料(各種統計表・記録等)を収集し、準備的調査を行なう。

第3 資料研究室

この研究室は、国語の文字・表記に関する諸問題を研究調査することを目的

としている。

本年度は、次の調査研究を行なっている。

(1) 文字使用の実態調査

昨年度に引き続き、読み手および書き手について、送りがなの使用状況と、送りがなに対する意識・態度を調査する。この調査は、主として、(1)年齢・学歴・職業などの社会的要因が送りがなにどのような影響を与えているか、(2)個人の中では、送りがなはどの程度の法則性をもっているか、(3)読む立場と書く立場とでは、送りがなに対する態度に違いがあるか、(4)送りがなに対する関心や態度と実際の送り方との間には関連があるか、などの問題点について明らかにしようとするものである。

調査対象は、大学生および一般社会人のうち日常文字に接する機会の多い人を主にするが、年齢や学校教育との関係を見るために中学生・高校生をも対象に加え、全体で約3000人について実施する。調査は本年度前半に終了し、引き続き、その集計・整理にあたり、本年度じゅうに分析を完了する予定である。

(2) 新聞語彙調査に伴う漢字および表記の研究

この調査の目的は、現代の新聞における漢字使用ならびに表記の実態を明らかにし、基本漢字および国語の正書法に関する問題を検討するうえに役立つ基礎資料を得ることにある。

調査対象は、第1資料研究室および言語計量調査室が実施している新聞語彙調査のデータを使用する。

この調査は、全体の分析を終えるまでに約三年を見込んでいるが、本年度は、主として、機械処理による分析手順の研究に重点をおき、あわせて、データの一部についての分析を行なう予定である。

以上のほか、現代表記法上の問題点について展望し、今後の調査研究についての長期的見通しを得ることも、本年度の課題の一つである。

言語計量調査室

この調査室は、電子計算機を用いて言語資料を計量的に調査し、また、言語研究における機械処理を実施するために、昭和40年度からあらたに設けられた。

昭和40年度には、電子計算機室が新築され、HITAC3010、入出力機器として漢字テレタイプ3台が設置されたので、語彙調査機械処理プログラムの作成にかかり、最初に、漢字かなまじり文データの用例つき用語総索引作成プログラムを作った。

昭和41年度には、新聞語彙調査の実施にかかり、次の作業を行なった。

- (1) 昭和41年1年間の新聞から、ランダム・サンプリングにより、標本を抽出した。
- (2) 標本記事につき、語の分類を行ない、分析のための分類情報をそえた。
- (3) 漢字テレタイプにより、入力データを作成した。
- (4) 語彙調査機械処理プログラムを作り、作成済み入力データにつき、処理の実施を試みた。

本年度は、ひきつづき語彙調査の作業を実施し、中間段階における調査結果（自立語約50万語）を印字成表する。予定される語彙表および漢字表のうち、主要なものは次のとおりである。

- (1) 五十音順、出典情報つき語彙表
- (2) 五十音順、層別語彙表
- (3) 使用度数順、層別語彙表
- (4) 部首別、用例使用度数つき漢字表
- (5) 使用度数順、層別漢字表

昭和42年度の研究題目一覧

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 現代語の文法の研究 | 話しことば研究室 |
| (2) 全国方言文法の対比研究 | 〃 |

- | | |
|------------------------------|----------|
| (3) 語の意味用法の記述的研究—動詞・形容詞等— | 書きことば研究室 |
| (4) 日本語地図の作成のための研究 | 地方言語研究室 |
| (5) 中学生の言語習得に関する研究—漢字習得— | 国語教育研究室 |
| (6) 就学前児童の言語能力に関する全国調査 | ” |
| (7) 言語の表現機能と伝達効果の研究 | 言語効果研究室 |
| (8) 明治時代語の研究 | 近代語研究室 |
| (9) 言語情報処理に関する基礎的研究 | 第1資料研究室 |
| (10) 社会構造と言語との関係についての基礎的研究 | 第2資料研究室 |
| (11) 現代語の表記法に関する研究 | 第3資料研究室 |
| (12) 電子計算機による語彙調査 | 言語計量調査室 |
| (13) 国語および国語問題に関する資料・情報の調査研究 | |

文部省科学研究費による研究

(総合研究) 地方における話しことば教育法改善のための基礎的研究

(研究代表者) 大石 初太郎

(各個研究) 作品用語の類似度の研究

宮島 達夫

2. 研究成果の公表

当研究所の研究成果は、設置法第25条によって公表を義務づけられている。公表の方法としては、研究発表会・講演会等の開催による方法と出版刊行による方法とで実施している。

出版刊行

出版物は、研究所の活動を具体的に示す重要な手段でもあるので、定期的な国立国語研究所年報・国語年鑑のほか、毎年数種の研究報告・研究資料集等を刊行している。

◎創立以来の刊行書目

国立国語研究所年報（17冊）

1～17（昭和24年度～昭和40年度）

国語年鑑（14冊）

昭和29年版～42年版（秀英出版刊）

国立国語研究所報告（31冊）

- | | | |
|----|---------------------------------------|----------|
| 1 | 八丈島の言語調査 | 昭 25. 3 |
| 2 | 言語生活の実態（秀英出版刊）
——白河市および附近の農村における—— | 昭 26. 4 |
| 3 | 現代語の助詞・助動詞
——用法と実例—— | 昭 26. 3 |
| 4 | 婦人雑誌の用語
——現代語の語彙調査—— | 昭 28. 3 |
| 5 | 地域社会の言語生活（秀英出版刊）
——鶴岡における実態調査—— | 昭 28. 3 |
| 6 | 少年と新聞
——小学生・中学生の新聞への接近と理解—— | 昭 29. 3 |
| 7 | 入門期の言語能力 | 昭 29. 3 |
| 8 | 談話語の実態 | 昭 30. 3 |
| 9 | 読みの実験的研究
——音読にあらわれた読みあやまりの分析—— | 昭 30. 3 |
| 10 | 低学年の読み書き能力 | 昭 31. 3 |
| 11 | 敬語と敬語意識 | 昭 32. 3 |
| 12 | 総合雑誌の用語（前編）
——現代語の語彙調査—— | 昭 32. 3 |
| 13 | 総合雑誌の用語（後編）
——現代語の語彙調査—— | 昭 33. 2 |
| 14 | 中学生の読み書き能力 | 昭 33. 3 |
| 15 | 明治初期の新聞の用語 | 昭 34. 3 |
| 16 | 日本方言の記述的研究（明治書院刊） | 昭 34. 11 |
| 17 | 高学年の読み書き能力 | 昭 35. 3 |

- | | | |
|----|--------------------------------|---------|
| 18 | 話しことばの文型 (1)
——対話資料による研究—— | 昭 35. 3 |
| 19 | 総合雑誌の用字 | 昭 35.11 |
| 20 | 同音語の研究 | 昭 36. 3 |
| 21 | 現代雑誌九十種の用語用字 (第一分冊, 総記・語彙表) | 昭 37. 3 |
| 22 | 現代雑誌九十種の用語用字 (第二分冊, 漢字表) | 昭 38. 3 |
| 23 | 話しことばの文型 (2)
——独話資料による研究—— | 昭 38. 3 |
| 24 | 横組みの字形に関する研究 | 昭 39. 3 |
| 25 | 現代雑誌九十種の用語用字 (第三分冊, 分析) | 昭 39. 3 |
| 26 | 小学生の言語能力の発達 (明治図書刊) | 昭 39.10 |
| 27 | 共通語化の過程
——北海道における親子三代のことば—— | 昭 40. 3 |
| 28 | 類義語の研究 | 昭 40. 3 |
| 29 | 戦後の国民各層の文字生活 | 昭 41. 3 |
| 30 | 日本言語地図 (1) | 昭 41. 3 |
| 31 | 日本言語地図 (2) | 昭 42. 3 |

国立国語研究所資料集 (6冊)

- | | | |
|---|---------------------------------|---------|
| 1 | 国語関係刊行書目
——昭和 17 年～昭和 24 年—— | 昭 25. 3 |
| 2 | 語彙調査
——現代新聞用語の一例—— | 昭 27. 3 |
| 3 | 送り仮名法資料集 | 昭 27. 3 |
| 4 | 明治以降国語学関係刊行書目 (秀英出版刊) | 昭 30. 6 |
| 5 | 沖繩語辞典 (大蔵省印刷局刊) | 昭 38. 4 |
| 6 | 分類語彙表 (秀英出版刊) | 昭 39. 3 |

国立国語研究論集 (3冊)

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | ことばの研究 | 昭 34. 2 |
|---|--------|---------|

- 2 ことばの研究 第2集 (秀英出版刊) 昭 40. 3
 3 ことばの研究 第3集 昭 42. 3

そ の 他

- 1 国立国語研究所 共編 高校生と新聞 (秀英出版刊) 昭 31. 6
 日本新聞協会
 2 日本新聞協会 共著 青年とマス・コミュニケーション 昭 31. 6
 国立国語研究所 (金沢書店刊)
 3 英文要覧 An Introduction to the National Language Research
 Institute—A Sketch of its Achievements— 昭 41.10

3. 研究協力組織等

研究題目により、随時、統計数理研究所・国立教育研究所・日本新聞協会・世論科学研究所・放送文化研究所・東大新聞研究所等と共同研究を行ない、または委託研究を実施してきた。また地方研究員・実験学校・協力学校等の制度を設けている。

地方研究員

各都道府県ごとに原則として1名の地方研究員を委嘱し、本年度は、全国方言文法の対比研究のために協力を依頼している。

本年度の地方研究員は次のおりである。

担当地域	氏名	勤務機関〈職名〉
北海道Ⅰ	石垣 福雄	札幌市東栄中学校〈校長〉
北海道Ⅱ	佐藤 誠	札幌大学外国語学部〈教授〉
青 森	此島 正年	弘前大学教育学部〈教授〉
岩手Ⅰ	小松代 融一	岩手医科大学教養部〈教授〉
岩手Ⅱ	本堂 寛	一関工業高等専門学校〈助教授〉

秋	田	北	条	忠	雄	秋田大学学芸学部〈教授〉
宮城・山形		佐	藤	亮	一	聖和学園短期大学〈助教授〉
福	島	渡	辺	義	夫	福島大学教育学部〈講師〉
茨城・千葉		野	林	正	路	千葉大学留学生部〈助手〉
栃	木	多々良	鎮	男		宇都宮大学教育学部〈助教授〉
群馬・埼玉		外	山	映	次	埼玉大学教育学部〈助教授〉
東京Ⅰ・ 神奈川		後	藤	和	彦	フェリス女学院大学〈講師〉
東京Ⅱ		大	島	一	郎	東京都立大学人文学部〈助教授〉
新	潟	剣	持	隼	一郎	柏崎高等学校〈教諭〉
石	川	岩	井	隆	盛	金沢大学法文学部〈教授〉
富	山	川	本	栄	一郎	金沢大学教育学部〈講師〉
福	井	佐	藤		茂	福井大学教育学部〈教授〉
山	梨	清	水	茂	夫	山梨大学教育学部〈教授〉
長	野	馬	瀬	良	雄	信州大学人文学部〈助教授〉
岐	阜	谷	開	石	雄	岐阜県教育委員会〈社会教育主事〉
静	岡	日	野	資	純	静岡大学人文学部〈助教授〉
愛	知	山	田	達	也	名古屋市立大学教養部〈助教授〉
三	重	慶	谷	寿	信	名古屋大学文学部〈助手〉
滋	賀	奥	村	三	雄	岐阜大学教育学部〈助教授〉
京	都	遠	藤	邦	基	京都大学文学研究科〈大学院学生〉
大	阪	土	部		弘	大阪学芸大学学芸学部〈助教授〉
兵庫Ⅰ		和	田		実	神戸大学教養部〈助教授〉
奈	良	西	宮	一	民	皇学館大学〈教授〉
和歌山		村	内	英	一	和歌山大学教育学部〈助教授〉
鳥	取	鏡	味	明	克	岡山大学教育学部〈講師〉
島	根	広	戸		惇	島根大学文理学部〈教授〉

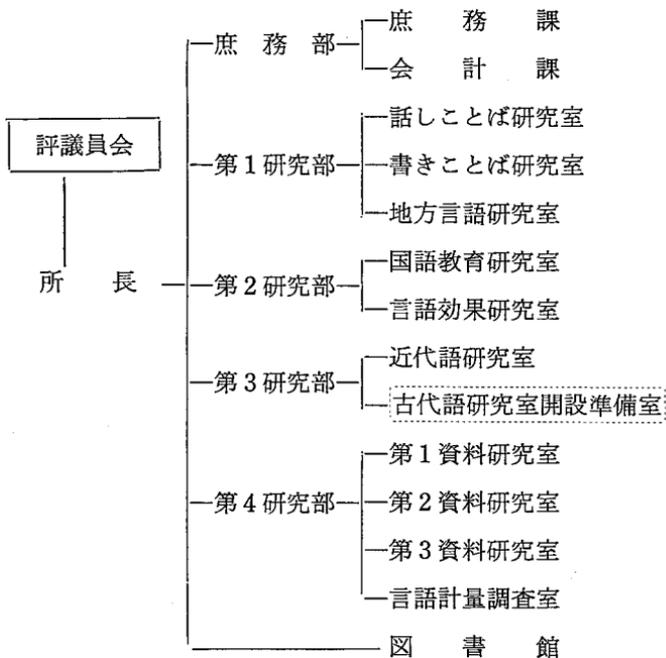
岡	山	虫	明	吉治郎	操山高等学校〈教諭〉
広	島	近	藤	四郎	呉宮原高等学校〈教諭〉
山	口	佐	藤	虎男	広島国泰寺高等学校〈教諭〉
香川・徳島 ・兵庫Ⅱ		加	藤	信昭	徳島大学教育学部〈助教授〉
愛	媛	杉	山	正世	新田高等学校〈教諭〉
高	知	土	居	重俊	高知大学教育学部〈教授〉
福	岡	岡	野	信子	若松高等学校〈教諭〉
佐	賀	神	部	宏泰	熊本女子大学〈講師〉
長	崎	{西島 宏 愛宕 八郎康隆			長崎大学教育学部〈助教授〉 長崎大学教育学部〈助教授〉
熊	本		秋	山正次	熊本大学教育学部〈助教授〉
大	分	糸	井	寛一	大分大学教育学部〈助教授〉
宮	崎	岩	本	実	宮崎大学教育学部〈教授〉
鹿児島Ⅰ		上	村	孝二	鹿児島大学法学部〈教授〉
鹿児島Ⅱ		寺	師	忠夫	
沖繩Ⅰ		仲	宗根	政善	琉球大学文理学部〈教授〉
沖繩Ⅱ		外	間	守善	和洋女子大学〈教授〉
沖繩Ⅲ		大	城	健	琉球大学文理学部〈助教授〉
沖繩Ⅵ		比	嘉	成子	東京大学文学部〈研究生〉

(4) 内地留学生・外国人留学生の受入れ

毎年、各都道府県教育委員会・大学等からの内地留学生及び外国人留学生を3か月ないし1か年の期間で受け入れ、研究の場を提供している。

Ⅲ 機構・職員・予算

1. 機 構



2. 評議員会

(昭和42. 7. 1. 現在)

会 長 久 松 潜 一 日本学士院会員 東京大学名誉教授
 副 会 長 有 光 次 郎 武蔵野美術大学学長
 評 議 員

阿 部 吉 雄 実践女子大学教授

石井良助	東京大学教授
尾高邦雄	東京大学教授
高津春繁	東京大学教授
佐伯梅友	大東文化大学教授
佐々木八郎	早稲田大学教授
沢田慶輔	東京大学教授
永井健三	東北大学名誉教授
中島文雄	津田塾大学教授
中村光夫	評論家
西尾実	法政大学名誉教授
西脇順三郎	日本芸術院会員 慶応義塾大学名誉教授
松方三郎	共同テレビジョンニュース株式会社社長
前田義徳	日本放送協会会長
武藤俊之助	日本大学教授
山本有三	日本芸術院会員
横田実	日本新聞協会理事・事務局長
渡辺茂	跡見学園女子大学教授

3. 職員

(昭和41. 8. 16現在)

(定員) 文部教官35名 文部事務官16名 研究補助員19名 その他6名

所長 岩淵悦太郎

◇第1研究部

部長 大石初太郎

話しことば研究室

室長 上村幸雄

研究員 鈴木重幸 高田正治

研究補助員 衛 藤 蓉 子

書きことば研究室

室 長 西 尾 寅 弥

主任研究官 宮 島 達 夫

研究補助員 高 木 翠 田 原 圭 子

地方言語研究室

室 長 野 元 菊 雄

主任研究官 徳 川 宗 賢

研 究 員 加 藤 正 信 高 田 誠

研究補助員 白 沢 宏 枝

◇第2研究部

部 長 與 水 実

国語教育研究室

室 長 菅 沢 節

主任研究官 村 石 昭 三

研 究 員 根 本 今 朝 男 天 野 清

” 中 村 明

研究補助員 川 又 瑠 璃 子 福 田 昭 子

言語効果研究室

室 長 高 橋 太 郎

研 究 員 大 久 保 愛

研究補助員 屋 久 茂 子

◇第3研究部

部 長 見 坊 豪 紀

近代語研究室

室 長 (併任) 見 坊 豪 紀

研究員 飛田良文

研究補助員 牧野正子

中曾根 仁

古代語研究室開設準備室

準備主任(併任) 見坊豪紀

◇第4研究部

部長 林 四郎

第1資料研研究室

室長 石綿敏雄

主任研究官 南 不二男

研究員 田中章夫

研究補助員 沢田さち子

小幡利子

“ 益子芳江

堀江久美子

第2資料研究室

室長 飯豊毅一

主任研究官 渡辺友左

研究補助員 河東はるみ

伊藤菊子

“ 芥川豊子

第3資料研究室

室長 斎賀秀夫

研究員 土屋信一

野村雅昭

研究補助員 菅野裕子

言語計量調査室

室長(併任) 林 四郎

研究員 斎藤秀紀

木村 繁

研究補助員 神山典子

中野三千子

“ 篠田美代子

小高京子

◇庶務部

部長 宮沢武司

庶務課

課長 鈴木元彦

課長補佐 伊藤仲二

庶務係長(併任) 伊藤仲二

係員 岡本まぢ 根岸佐代子

人事係長 西山博

係員 田島正幸

会計課

課長 出牛清次郎

課長補佐 三浦清伍

総務係長(併任) 三浦清伍

係員 加藤雅子

経理係長 渋谷正則

係員 中村佐仲

用度係長 筒井士郎

係員 岩田茂男 鈴木亨

” 金田とよ 木村権治

” 船倉正章

” 安藤信太郎

◇図書館

館長(併任) 欠

図書係

係員 大塚通子

” 大浪由紀夫

4. 予 算

○昭和42年度予算額

人 件 費	74,768,000円
事 業 費	62,290,000円
施 設 整 備 費	2,792,000円
修 繕 費	1,783,000円
計	141,633,000円

○文部省科学研究費

総 合 研 究 (1件)	1,390,000円
各 個 研 究 (1件)	120,000円
計	1,510,000円

IV 施設・機械・図書

1. 敷地・建物

昭和23年12月の設立当初から昭和29年9月30日までは、宗教法人明治神宮所有の聖徳記念絵画館の一部を借用していたが、手ぜまのために、ほかに、三鷹市所在の山本勇造氏の私邸、および新宿区四谷第六小学校の一部を借用し、分室として利用していた。ついで、昭和29年10月1日から、昭和37年3月31日までは千代田区神田一つ橋1の1の一橋大学所有の建物を借用していたが、昭和37年4月1日より大蔵省の一時使用承認を受けて北区稲付西山町の現庁舎に移転した。なお、現庁舎は昭和42年2月6日付で大蔵省から所管換えになった。その間、昭和40年3月図書館、昭和41年1月電子計算機室が新築落成した。

◇敷 地

位 置	東京都北区稲付西山町
面 積	10,030m ²

◇建 物

本 館	(延) 1,576m ²
図 書 館	213m ²
電子計算機室	118m ²
その他付属建物	(延) 1,729m ²
計	3,636m ²

2. 機 械

(1) 電子計算機関係

大量の語彙調査、ならびに言語情報処理の自動化の研究のために電子計算機 HITAC 3010 型が導入されているが、その構成は次のとおりである。

○ 処理装置	H-304	1 台
○ 磁気テープ装置	H-382	1 台
○ 紙テープ読取りセン孔機	H-321	1 式
○ ラインプリンター	H-333C	1 台
○ 電源装置	40KVA	1 式
○ 万能入出力装置	H-177	3 台
○ 漢字テレタイプ		3 台

(2) 実験関係

ことばに関する各種の観察をいっそう精密にし、できるだけ客観的な資料を得るために、研究上いろいろな機械を設備している。特色ある機械として次のようなものがある。

○ソナグラフ (Sona-graph, Kay Electric Co., U.S.A.)

音声の周波数分析用装置。周波数・振幅・時間という三次元的表示を瞬間的に同時に記録紙の上に描く。従来の周波数測定器にくらべ、現像・定着などの手続きを経ず、わずか数分で分析記録できる。1 回に記録し得る

時間は短い（2.4秒）が、国語の標準音・方言音の分析、外国語音との比較などに用いられる。

○音声スペクトル直視装置

音声の周波数分析用装置の一種。1/6 オクターブ帯域巾の濾波器を多数内蔵し、即座に音声の周波数スペクトルをブラウン管上に描かせる。このように発音と同時に音声の周波数成分を直視することができるので、音声分析のほか発音矯正にも使える。

○ソナストレッチャー (Sona-stretcher, Kay Electric Co., U.S.A.)

言語音をそこなうことなく、速度を落として再生する装置。ちょうど映画の高速フィルムのように、音声を引き伸ばした形で聞き取ることができる。音声の観察や録音の文字化に活用される。

○ピッチレコーダー (Pitch-recorder)

音の高さと強さの記録装置。音声の強弱変化と音声の基音の高低変化とを同時に記録することができる機械で、アクセントやイントネーションなどの分析に用いられる。

○オフサルモグラフ (Ophthalmo-graph, American Optical Co., U.S.A.)

両眼の角膜に左右から光線をあて、その反射光線を回転するフィルムに撮影する眼球運動記録装置。読書の際の眼球の停留・逆行等により、印刷された文字配列の適否、理解度の難易等の調査に使う。

○ポリグラフ (Poly-graph)

俗にウソ発見器とよばれるもの。精神反射電流・呼吸波・血圧波から、人間の心の動揺を測定することができる。読み・書き・話す・聞くの言語行動におけるそうした反応を測定するのに使う。

○読書練習器

文章を速く、じょうずに読むための練習をする機械。自己の最適の読書速度を診断したり、文章の難易度の測定に使う。

○行動記録器

会議・討論など多人数の観察記録に使う。

○プログラムアナライザー (Program-analyser)

多人数(当所のは10人用)について、正と反の反応を同時に記録する装置。話しの流れのどこで抵抗を感じたかということ調べることができるので、敬語の調査などに使用される。

上記のほか、次のような機器を活用している。

○ オシログラフ (Oscillo-graph)		2台
○ オシレーター (Oscillator)		1台
○ シンクロスコープ (Synchro-scope)		1台
○ オーディオメーター (Audio-meter)		1台
○ 歪率計		1台
○ マイクロリーダープリンター		2台
○ 16m/m映写機		1台
○ カメラ		4台
○ 接写装置		2台
○ テープレコーダー	大型	3台
	携帯用	29台
○ ワイヤレスマイク送受信機		1式
○ 電子カウンター		1台
○ 電動計算器		3台
○ 電動加算器		1台
○ 手動計算器		6台

3. 図 書

蔵書数31,537 (昭42.6現在), 国語・国文・言語に関する内外の文献を収蔵

している。このうち、特色あるものとして、次の文庫がある。

大 田 栄太郎	文庫	1343部
東 条 操	文庫	1126部
保 科 孝 一	文庫	130部

大田、東条両文庫は、ともに全国方言に関する両氏の旧蔵書であり、保科文庫は、故保科孝一氏収集の第1次大戦前東欧諸民族の言語問題関係図書である。

なお、全国方言カードがある。これは故東条操氏採集の全国方言語彙の記録で、五十音別・地域別・事項別、計約120万枚におよぶ貴重な資料である。

V 関 係 法 規

1. 国立国語研究所設置法 (昭和23年12月20日 法律第254号)

(目的及び設置)

第1条 国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くために、国立国語研究所(以下研究所という。)を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

(事業)

第2条 研究所は、次の調査研究を行う。

1 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究

2 国語の歴史的発達に関する調査研究

3 国語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究

4 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究

2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。

1 国語政策の立案上参考となる資料の作成

2 国語研究資料の集成、保存及びその公表

3 現代語辞典、方言辞典、歴史的国語辞典その他研究成果の編集及び刊行

(調査研究の委託)

第3条 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によって既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前条第1項各号の1に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によって既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

(所長)

第4条 研究所に所長を置く。

2 所長は、1級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。

3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

(報告の公表)

第5条 所長は、毎年少くとも1回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならない。

(評議員会)

第6条 研究所に評議員会を置く。

- 2 評議員会、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し所長に助言する。
- 3 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。
(評議員)

第7条 評議員会は、20人の評議員で組織する。

- 2 評議員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。
- 3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。
- 4 評議員の任期は、4年とし、2年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。
- 5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
(評議員会の会長及び副会長)

第8条 評議員会に評議員の互選による任期2年の会長及び副会長各1人を置く。

(評議員会の運営方法に関する事項)

第9条 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によって、文部大臣が定める。

(研究所の運営)

第10条 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所に運営について必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行後、最初に命ぜられ、又は、委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、2年とする。

2. 国立国語研究所評議員会運営規則 (昭和24年3月28日 文部省令第8号)

(会長及副会長)

第1条 会長及び副会長は、評議員の過半数によって選出する。

第2条 会長は、会務を総理し、評議員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(幹事及び書記)

第3条 評議員会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、評議員会の承認を経て、研究所の職員の中から、所長が命ずる。

(部会の設置)

第4条 評議員会は、必要がある場合には部会を設けることができる。

2 部会の構成は、評議員会にはかかって、会長が定める。

(所長等の出席説明)

第5条 評議員会は、所長及び研究所の職員ならびに調査研究の委託を受けた者が会議に出席して説明することを、所長に求めることができる。

2 所長は、会議に出席して意見を述べ、又は研究所の職員をして意見を述べさせることができる。

第6条 会議は、常会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 常会は、毎年3回開く。

3 臨時会は、会長が必要と認めたとき又は評議員7人以上からの要求があったときに開く。

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第8条 評議員会は、評議員の2分1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席評議員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 動議を提出しようとする者は、文書又は口頭で議長に申し出なければならない。

2 動議は、出席評議員の過半数の賛成を得なければ、議題とすることができない。

第10条 部会の運営については、この規則を準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和24年2月1日から適用する。

3. 国立国語研究所組織規程

昭和24年8月5日所長裁定

昭和25年4月1日改正

昭和29年10月1日改正

昭和30年10月1日改正

昭和33年4月1日改正

昭和40年10月1日改正

第1条 国立国語研究所に、次の5部を置く。

庶務部

第1研究部

第2 研究部

第3 研究部

第4 研究部

第2条 庶務部に、次の2課を置く。

- 1 庶務課
 - 2 会計課
- 2 庶務課においては、次の事務をつかさどる。
- 1 職員の人事に関する事務を処理すること。
 - 2 職員の福利厚生及び保健に関する事務を処理すること。
 - 3 公文書類を接受し、発送し、編集し及び保存すること。
 - 4 公印を管守すること。
 - 5 国立国語研究所の所掌事務に関し、連絡調整すること。
 - 6 規程の改廃に関すること。
 - 7 国立国語研究所評議員会に関すること。
 - 8 当分の間図書館の事務に関すること。
 - 9 前各号に掲げるものの外、他の所掌に属しない事務を処理すること。
- 3 会計課においては、次の事務をつかさどる。
- 1 予算に関する事務を処理すること。
 - 2 経費及び収入の決算その他会計に関する事務を処理すること。
 - 3 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理すること。
 - 4 文部省共済組合国立国語研究所支部に関する事務を処理すること。
 - 5 庁舎及び設備の維持、管理に関する事務を処理すること。
 - 6 構内の取締に関すること。

第3条 第1研究部においては、現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究を行なう。

- 2 第1研究部に、話しことば研究室、書きことば研究室及び地方言語研究室を置き各室においては、それぞれ話しことばに関する調査研究、書きことばに関する調査研究及び地方の言語に関する調査研究を行なう。

第4条 第2研究部においては、次の調査研究を行なう。

- 1 国語教育に関すること。
 - 2 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関すること。
- 2 第2研究部に、国語教育研究室及び言語効果研究室を置き、各室においては、それぞれ国語教育に関する調査研究及び新聞、放送等における言語の効果に関する調査研究を行なう。

第5条 第3研究部においては、国語の歴史的発達に関する調査研究を行なう。

2 第3研究部に、近代語研究室を置き、近代語に関する調査研究を行う。

第6条 第4研究部においては、言語問題・国語関係の資料及び情報等に関する調査研究を行なう。

2 第4研究部に、第1資料研究室、第2資料研究室、第3資料研究室及び言語計量調査室を置き、各室においては、それぞれ国語問題に関する調査研究、各国の言語問題についての資料及び情報に関する調査研究、国語関係資料及び各種国語辞典の編集方法に関する調査研究並びに電子計算機による言語の計量的調査研究を行なう。

附 則

(略)

この規程は、昭和40年10月1日から施行する。

4. 国立国語研究所庶務部事務分掌規程 (昭和35年2月24日 所長裁定) (昭和40年10月1日 改正)

1 庶務課に庶務係および人事係を置き次の事務をつかさどる。ただし、当分の間図書館の事務を処理するものとする。

(庶務係)

- 1 機密に関する事務を処理すること。
- 2 文書に関する事務を処理すること。
- 3 公印を管守すること。
- 4 評議員会に関する事務を処理すること。
- 5 法規ならびに所内規程の整備に関すること。
- 6 所内事務の連絡調整に関すること。
- 7 後援名義の使用に関する事務を処理すること。
- 8 内地留学生に関する事務を処理すること。
- 9 諸証明に関する事務を処理すること。
- 10 職員の出張および講師派遣等に関する事務を処理すること。
- 11 職員の福利、厚生および保健に関する事務を処理すること。
- 12 宿日直、超過勤務命令に関する事務を処理すること。
- 13 外来者の応接に関すること。
- 14 他課係の所掌に属しない事務を処理すること。

(人事係)

- 1 職員の任免、懲戒および恩賞に関する事務を処理すること。
- 2 職員の服務に関する事務を処理すること。
- 3 職員の職階ならびに勤務評定に関する事務を処理すること。
- 4 職員の給与ならびに退職手当に関する事務を処理すること。
- 5 共済組合（長期給付）に関する事務を処理すること。
- 6 職員の研修に関すること。

- 7 人事に関する記録の作成および保存に関すること。
- 8 扶養親族の認定に関すること。
- 9 非常勤職員に関する事務を処理すること。

(図書館)

- 1 図書を選定および管理に関すること。
 - 2 図書の目録に関すること。
 - 3 図書の閲覧に関すること。
- 2 会計課に総務係、経理係および用度係を置き次の事務をつかさどる。

(総務係)

- 1 会計課の公印を管守すること。
- 2 予算および予算案に関する事務を処理すること。
- 3 支出負担行為の確認に関する事務を処理すること。
- 4 会計の監査に関すること。
- 5 共済組合（長期給付を除く。）に関する事務を処理すること。
- 6 健康保険および厚生年金に関する事務を処理すること。
- 7 会計に関する公文書類を整理保存すること。
- 8 この課の他係の所掌に属しない事務を処理すること。

(経理係)

- 1 債権の管理に関する事務を処理すること。
- 2 収入および支出に関する事務を処理すること。
- 3 支出負担行為の経理に関する事務を処理すること。
- 4 経費および収入の決算に関する事務を処理すること。
- 5 給与に関する事務を処理すること。
- 6 科学研究費の経理に関する事務を処理すること。

(用度係)

- 1 物品の管理に関する事務を処理すること。
- 2 物品、役務の調達に関する事務を処理すること。
- 3 国有財産の管理に関する事務を処理すること。
- 4 庁舎内外の警備に関すること。
- 5 諸設備の維持管理に関する事務を処理すること。
- 6 国設宿舍に関する事務を処理すること。

5. 文部省設置法(抄) (昭和24年5月31日 法律第146号)

第2章 本 省

第2節 国立の学校その他の機関

(国立の学校等)

第14条 第25条の3、第26条及び第27条に規定するもののほか、文部大臣の所轄の下に、国立の学校及び次の機関を置く。

(略)

国立国語研究所

(略)

(国立国語研究所)

第24条 国立国語研究所については、国立国語研究所設置法(昭和23年法律第254号)の定めるところによる。

第4章 職員

(定員)

第31条 文部省の国家行政組織法第19条第1項の定員は、文部大臣、政務次官、秘書官及び文化財保護委員会の委員長である委員の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	103,951人	うち 101,563 人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	546人	
合 計	104,497人	

(昭和42年5月31日法律第17号で昭和42年6月1日から適用。)

6. 文部省組織令(抄) (昭和27年8月30日 政令第387号)

第1章 本省の内部部局

第5節 文化局

(文化局の分課)

第30条 文化局に次の6課を置く。

1 文化課 2 芸術課 3 国語課 4 著作権課 5 国際文化課 6 宗務課
(国語課)

第33条 国語課において、次の事務をつかさどる。

(略)

2 国立国語研究所に関し、予算案の準備その他の部局に属しない事務を処理すること。

(略)

7 国立国語研究所設置法(昭和23年法律第254号)に関する事務を処理すること。

(略)

附 則

- 1 この政令は、昭和41年5月1日から施行する。
(略)

7. 文部省定員規則(抄) (昭和36年6月6日 文部省令 第14号)

文部省の各内部部局、各所轄機関(文部省設置法(昭和24年法律第146号)第14条に掲げる国立学校以外の各機関をいう。)及び各附属機関の定員は次のとおりとする。

本省

区 分	定 員	備 考
(略)		
所轄機関 国立国語研究所	76人	
(略)		

(昭和42年5月31日文部省令第10号で、昭和42年6月1日から適用)

8. 教育公務員特例法(抄) (昭和24年1月12日 法律第1号)

第1章 総 則

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

第2章 任免、分限、懲戒及び服務

第1節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第4条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(休職の期間)

第7条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

(服務)

第11条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法(昭和22年法

律第120号)第96条第1項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第97条から第105条までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(略)

(勤務成績の評定)

第12条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第3章 研修

(研修)

第19条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第20条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

第4章 雑則

(兼職及び他の事業等の従事)

第21条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあっては、国家公務員法第101条第1項の規定に基く命令又は同法第104条の規定による承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあっては地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(略)

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)

第22条 国立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者、文部省設置法（昭和24年法律第146号）第14条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和25年法律第214号）第20条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所の長及びそ

の職員のうちもっぱら研究又は教育に従事する者、国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手並びに国立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第23条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、国家公務員法又は地方公務員法の規定に矛盾し、又は抵触すると認められるに至った場合は、国家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。

（略）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和40年4月1日から施行する。

（略）

9. 教育公務員特例法施行令(抄) （昭和24年1月12日 政令第6号）

（教育公務員以外の者）

（略）

第3条の2 文部省設置法（昭和24年法律第146号）第14条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和25年法律第214号）第20条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所の長及びその職員のうちもっぱら研究又は教育に従事する者並びに国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手について、法第4条、第7条、第11条、第12条、第19条、第20条及び第21条中国立大学の学長及び教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「大学管理機関」とあるのは「任命権者」と読み替え、これらの機関の長及びその職員をそれぞれ学長及び教員に準ずる者としてこれらの規定を準用するものとする。

（略）

附 則

この政令は、昭和40年4月1日から施行する。

文部省所轄機関の研究部長等及び研究室長等の選考基準（文部省訓令第2号）

（趣旨）

第1条 文部省設置法（昭和24年法律第146号）第14条に掲げる機関のうち国立教育研究所、国立科学博物館、国立近代美術館、国立西洋美術館、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及び国立国語研究所（第2条において「所轄機関」という。）の研究部長等及び研究室長等の採用及び昇任の選考の基準は、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 研究部長等 所轄機関の研究部の長、国立教育研究所の指導普及部長及び附属教育図書館長、国立科学博物館の事業部長、国立近代美術館及び国立西洋美術館の事業課長、統計数理研究所附属統計技術員養成所長並びに国立遺伝学研究所の遺伝部の長をいう。
- 2 研究室長等 所轄機関の研究部の室長、国立教育研究所指導普及部の室長、国立科学博物館の事業部及び緯度観測所の観測研究部の課長、統計数理研究所附属統計技術員養成所主事並びに国立遺伝学研究所の遺伝部の室長をいう。

（研究部長等の選考基準）

第3条 研究部長等となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 1 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、研究上の指導能力があると認められるもの
- 2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者で、研究上の指導能力があると認められるもの
- 3 研究部長等（これと同等以上と認められる職を含む。）又は大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）において教授の経歴がある者
- 4 研究室長等（これと同等以上と認められる職を含む。次条第2号において同じ。）又は大学において助教授の経歴がある者で、研究上の業績があると認められるもの
- 5 高等学校及び専門学校（旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校をいう。次条第5号において同じ。）並びにこれらと同等以上と認められる学校において教授として5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- 6 教育若しくは研究に関する行政機関又は大学、研究所、試験所等に10年以上在職し研究部長等として適当であると認められる者

（研究室長等の選考基準）

第4条 研究室長等となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

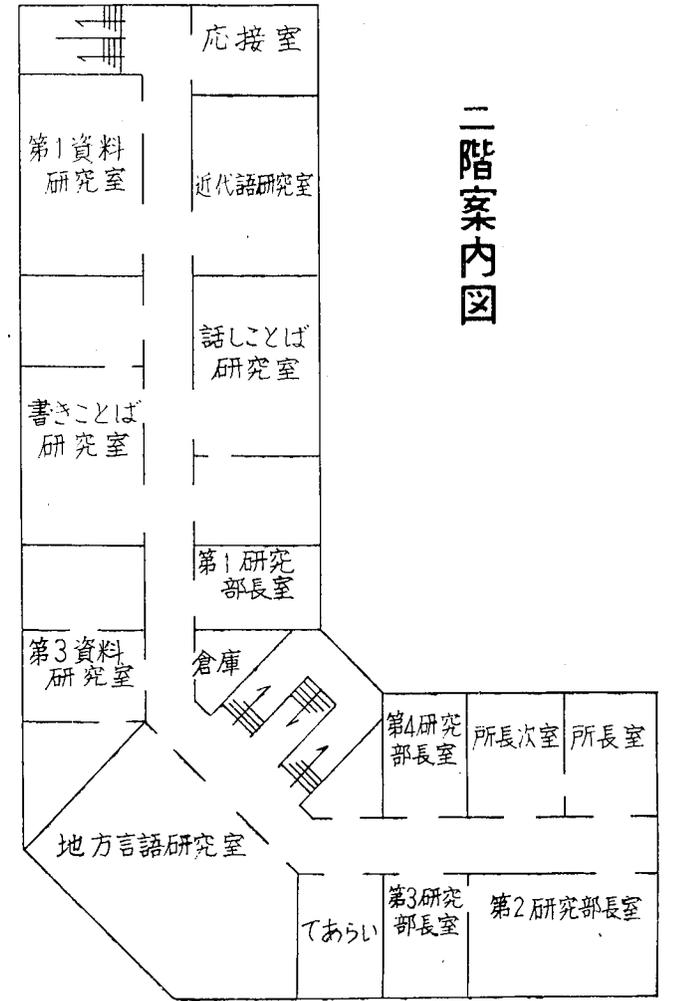
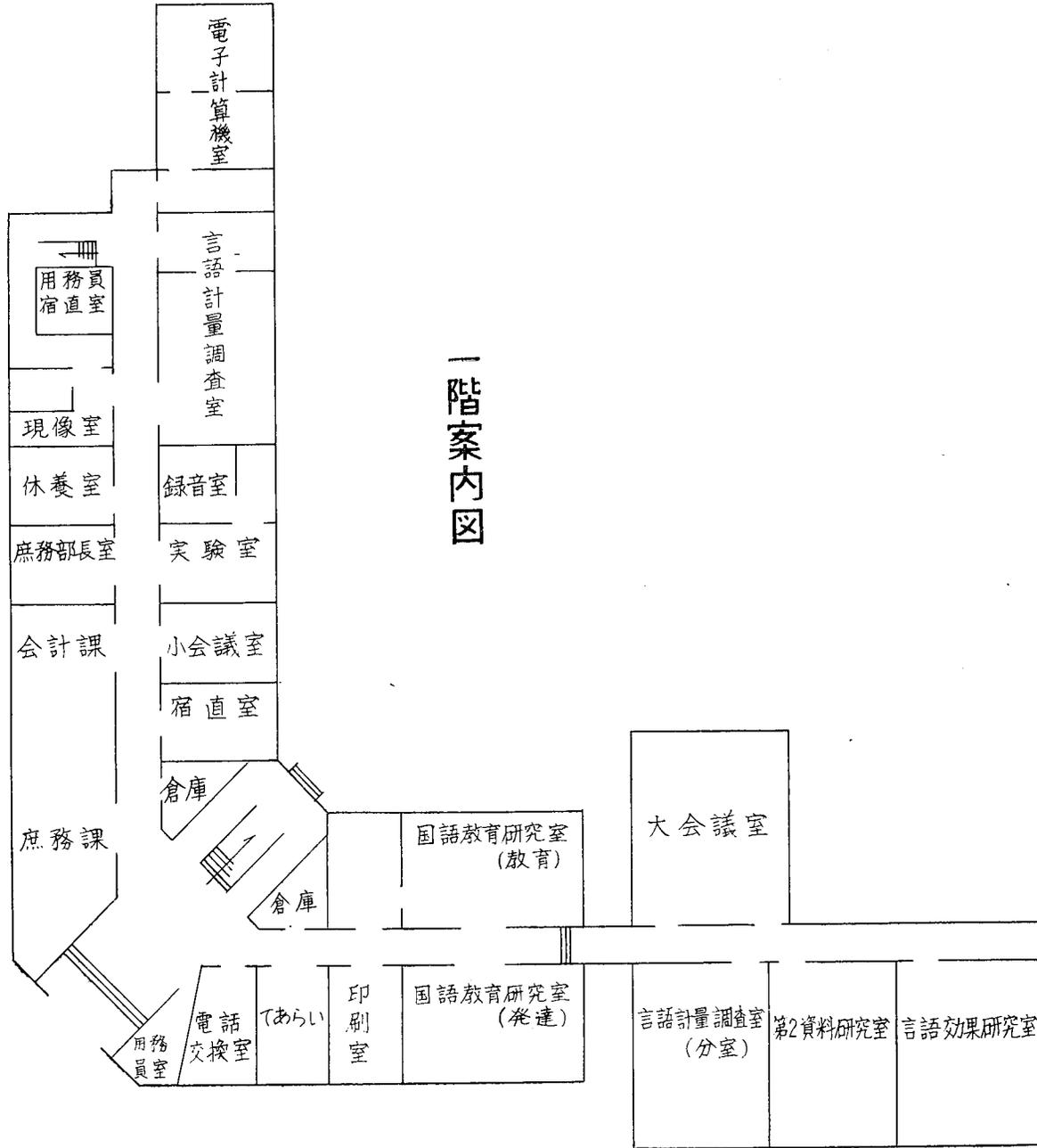
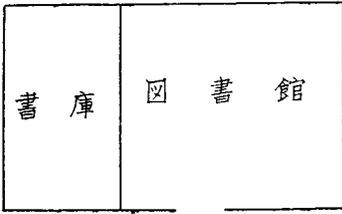
- 1 前条に規定する研究部長等となることのできる者
- 2 研究室長等又は大学において助教授若しくは専任の講師の経歴がある者

- 3 研究所，試験所等の研究員又は大学において若しくはこれに準ずる職員として3年以上在職し，研究能力があると認められる者
- 4 修士の学位を有し，研究能力があると認められる者
- 5 高等学校及び専門学校並びにこれらと同等以上と認められる学校において教授として3年以上在職し，又は助教授若しくは専任の講師として5年以上在職し，研究上の業績又は研究能力があると認められる者
- 6 教育若しくは研究に関する行政機関又は大学，研究所，試験所等に5年以上在職し，研究室長等として適当であると認められる者

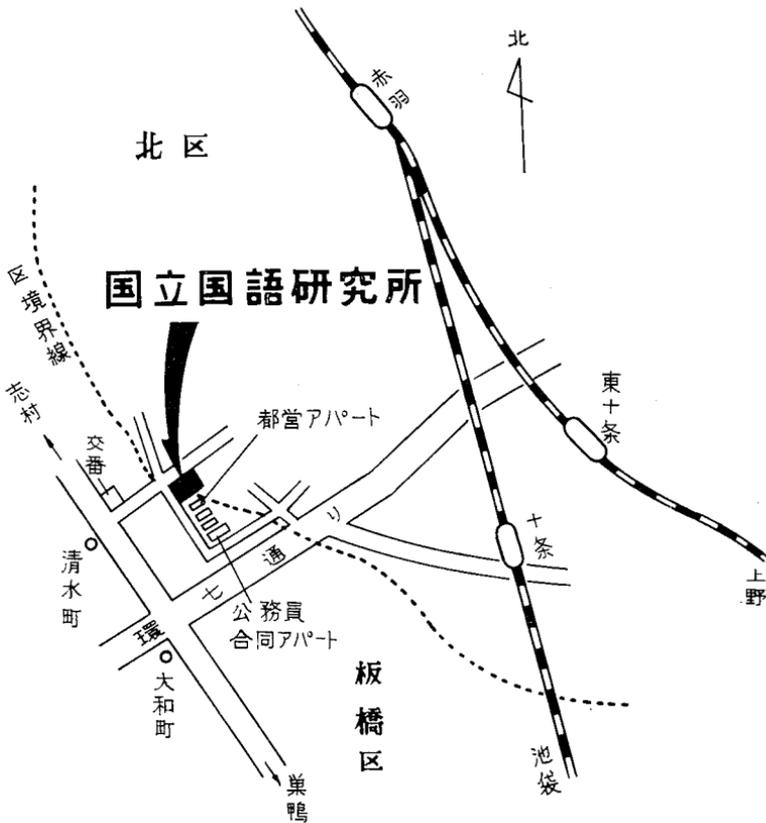
附 則

この訓令は，昭和42年3月17日から実施する。

国立国語研究所案内図



案 内 図



所在地 東京都北区稻付西山町 (旧陸軍兵器補給廠跡)

電 話 (900) 3 1 1 1 (代)

- 国電巣鴨駅からバス志村方面行きで清水町下車
- 国電池袋駅東口から蓮根町・浦和・赤羽駅西口行き
バスで清水町下車 (清水町バス停から研究所まで約300米)
- 国電十条駅から約1,200米 徒歩約15分

昭和42年8月25日

国立国語研究所